

軽井沢町公用封筒広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、軽井沢町広告掲載要綱（平成18年軽井沢町告示第74号。）に基づき、軽井沢町が作成する公用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載する封筒の種類、掲載位置等）

第2条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、掲載寸法、掲載枠数、作成枚数及び広告掲載の料金（以下「広告料」という。）は、基準を別に定める。

（広告掲載の募集方法）

第3条 広告掲載の募集は、「広報かるいざわ」若しくは町のホームページ又はその両方で行うものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、広告掲載を行うものになりうる者又は広告取扱業者等へ広告掲載の案内を行うことができる。

（広告掲載の申込）

第4条 広告掲載をしようとするもの（以下「広告主」という。）は、軽井沢町公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

2 広告の内容、デザイン等にかかる経費は、広告主の負担とする。

3 広告掲載の申込みは、1広告主につき1枠とする。ただし、町長は、募集した枠数に申込み数が満たないときは、1広告主に複数枠の利用を認めるものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第5条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、広告の掲載内容を審査するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査で、掲載内容に誤りがある、又は町民に誤解を与えるおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の掲載内容の修正を求めることができる。

3 町長は、前2項の規定により、適当と判断された広告について掲載を

決定する。この場合において、広告掲載申込みが広告の掲載枠数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

- (1) 町の封筒に掲載する広告であることを考慮し、地域性及び公共性の高い内容の広告及び広告主を優先する。
- (2) 前号の規定によっても決定することができないときは、申込み順による。

4 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告主に軽井沢町公用封筒広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告料の納付等）

第6条 前条第4項の規定による広告掲載の決定を受けた者は、町長の指定する期日までに広告料の全額を納付しなければならない。この場合において、振り込み手数料は、広告主の負担とする。

2 町長は、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができないときは、広告主と協議のうえ、広告料の全部又は一部を還付することができる。ただし、還付する広告料に利子は付さない。

（広告掲載の取消し）

第7条 町長は、広告主が期日までに広告料を納付しないときは、掲載の決定を取り消すことができる。

2 町長は、広告を掲載した後に当該広告を掲載することが適当でないと判断したときは、当該広告に係る部分をシール等で覆い封筒を使用することができるものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。